

障害福祉分野

就職支援金

貸付け制度のお知らせ

「障害福祉分野就職支援金」貸付制度は、国及び岐阜県の補助を受け、岐阜県福祉人材総合支援センターが、他の業種で働いた方々の障害福祉分野への参入をサポートする制度です。

対象

次の①～③までの要件をすべて満たす方

- ①介護職員初任者研修以上の研修、障害者居宅介護従事者基礎研修等を修了した方（研修を受ける予定の方もご相談ください）で、*1
- ②岐阜県福祉人材総合支援センターに予め①の資格等の届出をし *2
- ③岐阜県内の障害福祉事業所・施設において障害福祉職員等として就職する方。

貸付条件

金額：総額

20万円

以内

（一人当たり一回限り）

利子：無利子

* 返還猶予期限は最長4年

※必ず就職前にお申し込みください。

*1 障害者居宅介護従事者基礎研修等については、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従事者養成研修（基礎課程、または統合過程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかの課程と応用を受講）、同行援護従業者養成研修（一般課程、または応用課程のいずれかを受講）、行動援護従業者養成研修のことを言います。

*2 他分野で働いておられた方が、資格を取得して障害福祉分野で活躍されることを応援するために創立された制度です。福祉人材総合支援センターに届出・登録することで、障害福祉に関する最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、就職場所を紹介するといった支援を継続して受けることができます。

資格等の届出用
QRコード



貸付対象となる経費

障害福祉分野に新たに就職する際に必要となる費用で次のようなものが対象となります。(確認資料が必要)

- * 就職活動時に子どもの預け先を探す際の活動費
- * 障害福祉等に係る軽微な情報収集や講習会参加費、参考図書 の購入費
- * 障害福祉職員等として働く際に必要となる靴や道具、鞆等の被服費
- * 就職のために転居をする場合の敷金、礼金及び転居費用
- * 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- * その他、就職する際に必要となる経費

返還免除条件

返還免除の条件は下記のとおりです。

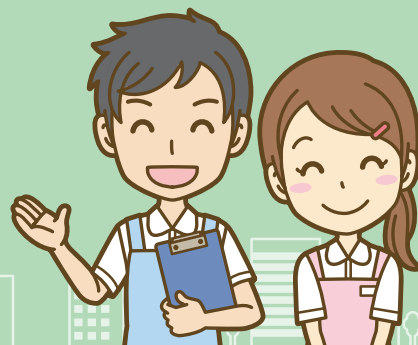
- ① 岐阜県内の障害福祉事業所・施設において
- ② 障害福祉職員等^{*3}の業務に従事し
- ③ 以後継続して2年間^{*4}当該業務に従事したとき^{*5}

*3 障害福祉サービス(「障害者総合支援法」第5条第1項、第18項、第77条及び第78条「児童福祉法」第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、「身体障害者福祉法」第4条の2に規定するサービス)を提供する事業所若しくは施設、「障害者総合支援法」第5条第27項、第28項及び第77条の2及び「身体障害者福祉法」第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者。

*4 在職期間が通算730日以上であり、かつ、障害福祉職員等の業務に従事した日数が360日以上あること。

*5 2年経過前に退職した場合、原則、3ヶ月以内に障害福祉職員等の業務に従事しなければ、返還となります。

障害福祉職員として活躍しませんか。



社会福祉法人 **岐阜県社会福祉協議会**
岐阜県福祉人材総合支援センター

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1
岐阜県福祉・農業会館3階

問合せ先 **TEL.058-201-2261**(直通)
ホームページ <http://www.winc.or.jp/>



- JR 岐阜駅・名鉄岐阜駅より
岐阜バス 県庁経由「OKB ふれあい会館」下車 徒歩1分
- JR 西岐阜駅より西ぎふ・くるくるバス「福祉・農業会館南」下車

